

発注情報詳細（物品・委託等）

公表日	令和3年7月6日	契約番号	5028	
入札方法	公募型指名競争入札（入札書の郵送による）			
委託名	末吉小学校ほか85校防火・防煙シャッター等保守点検業務			
履行場所	鶴見区上末吉一丁目9番1号ほか			
履行期間	契約締結日から令和4年2月25日まで			
発注担当課	公益財団法人横浜市建築保全公社 技術部 保全企画課 建築調査係 横浜市中区相生町3丁目56番地1 KDX横浜関内ビル6階 TEL 045-306-7276 / FAX045-664-7055			
最低制限価格制度	適用			
入札参加資格等	所在地、規模区分	市内又は準市内	規模	—
	種 目	328:機械設備保守	順位	市内：順位問わず、準市内：1位
	登録細目	(G)シャッター		
	入札参加条件	<p>① 横浜市契約規則第3条第1項に掲げる者でないこと及び 同条2項の規定により定めた資格を有する者であること。</p> <p>② 入札参加意向申出書提出期限日から開札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。</p> <p>③ 令和3、4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）において、登録されていること。</p> <p>④ 当該業務に関する点検実績（官公庁・民間問わず）を有するものであること。 ア- 建築基準法第12条第4項防火設備点検業務又は防火シャッター等保守点検実績。 （元請・下請問わず） イ- 契約書、注文書等の写しを提出すること。（原本照合を求める場合がある。）</p>		
指名・非指名通知日及び通知の方法	令和3年7月27日 FAXにて発送			
設計図書の見覧	当ホームページに掲載（ http://www.y-hozen.or.jp/ ）			
入札参加申込	提出書類	公募型指名競争入札参加意向申出書及び委託業務経歴書		
	受付場所	総務部総務課契約係		
	締切日時	令和3年7月19日 午後5時必着	申込方法	郵便又は持参 ①持参（職員に直接手渡すこと） ②郵便 締切日時必着 〒231-0012 横浜市中区相生町3丁目56番地1 KDX横浜関内ビル6階 横浜市建築保全公社 総務部総務課 契約係
質問	締切日時	令和3年7月12日 午後1時まで		
	提出方法	電子メールで発注担当課に提出すること 電子メールアドレス：kousya-situmon@bz04.plala.or.jp		
	回答日時	令和3年7月14日 午前9時頃		
	回答方法	当ホームページに掲載（ http://www.y-hozen.or.jp/ ）		
入札書提出締切	令和3年8月5日	午後5時必着		
入札書提出先及び提出方法	総務部総務課契約係	入札参加申込方法と同じ		
開札時間	令和3年8月6日	午前9時30分		
開札場所	横浜市中区相生町3丁目56番地1	KDX横浜関内ビル6階	会議室	

委託名	末吉小学校ほか85校防火・防煙シャッター等保守点検業務			
注意事項	<p>① 入札金額は、消費税及び地方消費税を除く額を記載すること。</p> <p>② 入札回数 2回 (1回目の開札の結果、入札参加者の入札のうち、予定価格以下の入札が無いときは、再度の入札を行います。)</p> <p>③ 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、二回目の入札で落札者がいないときは、最低価格を提示した業者と交渉を行い、予定価格内で合意した場合に随意契約を行うこととします。</p> <p>④ 公益財団法人横浜市建築保全公社契約規程施行要領第12条に基づき、契約の相手方としての適格性に欠ける者とは、契約を締結することができません。</p> <p>⑤ 入札に関わる詳細事項については、公益財団法人横浜市建築保全公社契約規程、公益財団法人横浜市建築保全公社契約規程施行要領、横浜市物品・委託等に関する競争入札取扱要綱及び横浜市物品・委託等競争入札参加者要領等に定めるところによる。</p>			
支払い条件	前金払	しない	部分払	しない
契約担当課	総務部総務課契約係		電話 045-641-3124	

令和3年6月 提出

委 託 設 計 書

委 託 名 末吉小学校ほか85校防火・防煙シャッター等保守点検業務

履行場所 鶴見区上末吉一丁目9番1号ほか

金 円

履行期限 令和4年 2月25日

備考

委 託 仕 様 書

1 委託対象設備

「防火・防煙シャッター等設置台数一覧表」に記載されている学校において、すべての防火・防煙シャッター及び防火戸並びにこれらの付属設備を対象とする。

2 点検及び保守

(1) 点検内容

受託者は、履行期間内に防火・防煙シャッター等設置台数一覧表記載の全ての防火・防煙シャッター等について、建築基準法 第十二条に規定する次の点検及び保守を1級・2級建築士、防火設備検査員資格者が行う。

点検内容は主に次のような項目について行う。

点検の種類	点検内容	報告書該当番号
機器点検	① 開閉機 (部品の劣化程度、油漏れ、取付状況など)	2, 3
	② ブレーキ装置 (制動状態、閉鎖作動など)	4
	③ ワイヤロープ、ローラチェーン (変形、摩耗など)	6
	④ 自動・手動閉鎖装置 (作動確認、変形、再ロック防止機構の作動状況など)	12, 33
	⑤ 連動制御器 (バッテリーチェック、損傷、スイッチ類及び表示灯の状況、結線接続確認、接地状況、予備電源への切り替え状況、連動作動試験など)	22, 23, 35
	⑥ 作動状況 (開閉状況、接触状態など)	13, 34
	⑦ 危害防止装置 (作動確認、変形、連動中継器の配線状況、予備電源の劣化及び損傷・容量状況、座板感知部劣化及び損傷・作動状況など)	9, 24
	⑧ シャッター巻上げ (ストッパーの設置及び過巻防止の表示の有無)	16, 17
	⑨ 煙・熱感知器 (作動確認、損傷、感知状況など)	18, 19
	⑩ 設置場所の周囲状況 (閉鎖の障害となるものの確認)	15, 36
	⑪ 温度ヒューズの設置状況	27
	⑫ 上記以外の点検報告書記載点検項目	1, 5, 7~11, 14, 21, 28~32
総合点検	⑬ 煙感知器感度試験	20
	⑭ 予備電源に切替えた状態での連動作動試験 (劣化及び損傷、容量状況)	25
	⑮ 絶縁抵抗 (制御回路、信号回路など)	26

※いままで点検もれになっている防火・防煙シャッター等がないかを見回り確認する。点検もれになっているものがあれば、必ず点検を実施する。

※保守点検報告書「防火設備検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入すること。

※⑦危害防止装置の作動確認において、扉の閉鎖時間をストップウォッチ等で測定し、扉の重量により運動エネルギーを確認するとともに、プッシュゲージ等により閉鎖力を測定すること。(法定点検) 運動エネルギーが 10 ジュール以下、閉鎖力が 150 ニュートン以下であること。

(2) 実施時期

令和 4 年 2 月 25 日まで：法定点検を含む機器点検・総合点検

※ (3) ～ (6) に挙げる提出物の提出を含む

(3) 保守点検報告書 [様式-1] 台数報告書 [様式-1-1] の作成

(ア) 報告書の作成にあたって、報告書の該当する項目について漏れなく記載すること。

(イ) 点検箇所の記載方法について、良は ✓、不良は ×、措置済は ⊗、点検対象外は -、点検不可能は △ を記入してください。

※空欄があるものについては、点検未完了とみなしますので、必ず全項目を記載してください。

(ウ) 動作等の判定にあたっては、実際の動作の状況に基づいて記入し、経年劣化等の実際の動作に関わらない指摘事項については、特記事項欄に記入すること。

(エ) 作業終了後、学校管理者に保守点検作業状況を報告し、異常がある場合はその内容を学校管理者に説明をする。(廃校は不要)

(オ) 全ての点検部位は写真帳に記録として残す。

(カ) 学校平面図を各階毎に分ける。

(4) 防火・防煙シャッター等設備一覧表 (データシート) [様式-2] の作成

防火・防煙シャッター等設備の基本情報を入力し、防火・防煙シャッター等設備一覧表 (データシート) を作成する。(別紙「防火・防煙シャッター等設備一覧表 (データシート)」参照。)

※ 報告書の作成及び防火・防煙シャッター等設備一覧表 (データシート) の作成にあたっては、別添の防火・防煙シャッターの形状及び注意事項を確認してください。

(5) 不良指摘総括表 (学校一覧) の作成

特筆すべき点検結果を、総括表 (参考書式あり) にまとめる。

(6) 不良指摘の経過表 [様式-3] (学校ごとに 1 ファイル) の作成 (廃校は、聞き取り不要)

(ア) 点検までに、別紙「記載例」を参考に、委託者が貸与する前回までの「不良指摘総括表」に記載されている内容を、学校ごとに転記する。

(イ) 点検時、(ア) を印刷し学校に渡し、前回の不良指摘の是正状況を聞き取りする。

(ウ) 聞き取った内容と点検の不良指摘内容を電子データで保存する。(点検の提出物となる。)

(7) 提出物

保守点検報告に関わる提出物は、次のとおりとする。

- (ア) 防火・防煙シャッター等点検台数報告書 1部と電子データ
※シャッター(S)には、シャッター+防火戸を含みます。
※耐火クロススクリーン(SC)はシャッターへ(S)へ計上してください。
 - (イ) 防火シャッター不具合報告書(ヒアリング票)
 - (ウ) 保守点検報告書[様式-1] 1部と電子データ(PDF)
※委託者へ提出する1部について、防火・防煙シャッター等の設置場所を表示した学校平面図(増設等があれば番号等も付した上で作成)を添付すること。また、学校ごとに全ての対象設備が確認できる写真を添付し、インデックスを付けてファイルする。
 - (エ) 防火・防煙シャッター等設備一覧表(データシート)[様式-2] 1部と電子データ
 - (オ) 不良指摘総括表 1部と電子データ
 - (カ) 不良指摘の経過表[様式-3] 印刷不要。電子データのみ(区別にフォルダーを分け、学校ごとにファイルを作成し、ファイル名に学校調査番号と学校名を付けること)
 - (キ) 防火シャッター不具合報告書(ヒアリング票)[様式-4] 2部と電子データ
(1部を学校に当日提出する。)
- ※電子データは、(イ)については平面図・写真を含みPDFで、そのほかはテキスト形式でMicrosoft Office Excelとする。

3 故障時の修理等、緊急対応

- (1) 部品交換を伴わず、注油・調整等により復旧できる軽微な故障については受託者の負担で行う。
- (2) 契約期間中、障害が発生した場合、適時、点検を行う。ただし、危険な状況の場合は、直ちに点検を行う。

4 実施上の注意

- (1) 受託者は、点検実施前に、作業内容(作業工程、作業中の安全対策等が分かるもの)を、学校管理者に説明する。
- (2) 作業実施中の事故を防止するため、学校管理者と協議し、事故防止のための安全対策を講じる。
- (3) 点検実施後、学校管理者に点検結果を口頭で説明すること。
- (4) シャッター降下時の注意喚起表示(シャッタースラット両面に「くぐるな」の文字)について、はがれ等で見にくいものや表示されていないものは、スプレー塗料等で明記する。同様に、シャッターの降下箇所のトラテープについて、貼り直す。(貼られていないものは、新たに貼る。)表示方法は別紙のとおり。
- (5) (4)のとおり、全面的な貼り直し等をしたものは「防火・防煙シャッター等点検台数報告書」に実施台数を記載する。ただし、ごく一部の補修は受託者の負担とする。
- (6) (4)と同様に下部式シャッター操作盤内の「警告シール」及び全シャッター操作盤周囲に貼られている「操作時周辺確認啓発シール」が剥がれていないかを確認すること。はがれていた場合は貼り直し、無い場合は新たに貼ること。貼る場所は別紙のとおり。シールは、委託者が事前に貸与する。
- (7) シャッター巻上防止表示「この位置より、上げるな!」の巻上防止するための表示(シール)を貼る。シールは、委託者が事前に貸与する。
- (8) シャッター操作場所付近にシャッターの型式にあった操作説明書が表示されているか確認を行うこと。表示されていない場合や、表示されている操作説明書と実際のシャッター操作が異なる場合は、学校管理者に上記(3)と合わせて報告すること。

(これは見本です。ここに掲載されている要件が満たされていれば他の様式でもかまいません)

不良指摘総括表

学校調査 番号	学校名	不良指摘事項	点検実施日
5101	〇〇小学校	● 煙感知器作動不良 (105) 要交換 ● オートヒンジ ピン無 (101、102) 要調整 ● 開閉器電動不動 (201、203) 経年劣化 要交換	20XX. X. XX
5102	△△小学校	● 異常なし	20XX. X. XX
5103	□□小学校	● ワイヤー一部破断 (103) 至急交換	20XX. X. XX

↑
「調査番号対照表」参照

↑
点検実施日を記載します

↑
該当するシャッターを番号等で特定し明記

1 末吉小学校ほか85校防火・防煙シャッター等保守点検業務 リスト

番号	学校名	校種	区名	対象数	台数ランク
1	末吉小学校	小	鶴見	60	F
2	市場小学校	小	鶴見	25	C
3	潮田小学校	小	鶴見	15	B
4	東台小学校	小	鶴見	26	C
5	旭小学校	小	鶴見	19	B
6	生麦小学校	小	鶴見	12	B
7	豊岡小学校	小	鶴見	26	C
8	下野谷小学校	小	鶴見	20	B
9	入船小学校	小	鶴見	12	B
10	鶴見小学校	小	鶴見	18	B
11	平安小学校	小	鶴見	16	B
12	岸谷小学校	小	鶴見	8	A
13	矢向小学校	小	鶴見	18	B
14	上末吉小学校	小	鶴見	11	B
15	下末吉小学校	小	鶴見	17	B
16	寺尾小学校	小	鶴見	13	B
17	汐入小学校	小	鶴見	12	B
18	馬場小学校	小	鶴見	16	B
19	駒岡小学校	小	鶴見	16	B
20	獅子ヶ谷小学校	小	鶴見	8	A
21	上寺尾小学校	小	鶴見	12	B
22	新鶴見小学校	小	鶴見	29	C
23	市場小学校けやき分校	小	鶴見	20	B
24	市場中学校	中	鶴見	15	B
25	潮田中学校	中	鶴見	14	B
26	末吉中学校	中	鶴見	16	B
27	鶴見中学校	中	鶴見	12	B
28	寺尾中学校	中	鶴見	28	C
29	生麦中学校	中	鶴見	29	C
30	寛政中学校	中	鶴見	17	B
31	矢向中学校	中	鶴見	15	B
32	上の宮中学校	中	鶴見	9	A
33	星川小学校	小	保土ヶ谷	10	A
34	保土ヶ谷小学校	小	保土ヶ谷	30	C
35	川島小学校	小	保土ヶ谷	20	B
36	今井小学校	小	保土ヶ谷	8	A
37	帷子小学校	小	保土ヶ谷	14	B
38	峯小学校	小	保土ヶ谷	8	A
39	岩崎小学校	小	保土ヶ谷	8	A
40	富士見台小学校	小	保土ヶ谷	21	C
41	桜台小学校	小	保土ヶ谷	12	B
42	常盤台小学校	小	保土ヶ谷	15	B
43	初音が丘小学校	小	保土ヶ谷	15	B
44	仏向小学校	小	保土ヶ谷	23	C
45	上星川小学校	小	保土ヶ谷	11	B
46	新井小学校	小	保土ヶ谷	14	B
47	坂本小学校	小	保土ヶ谷	16	B
48	上菅田笹の丘小学校(旧笹山小)	小	保土ヶ谷	9	A
49	藤塚小学校	小	保土ヶ谷	17	B
50	瀬戸ヶ谷小学校	小	保土ヶ谷	9	A
51	権太坂小学校	小	保土ヶ谷	10	A
52	岩崎中学校	中	保土ヶ谷	47	E
53	保土ヶ谷中学校	中	保土ヶ谷	18	B
54	宮田中学校	中	保土ヶ谷	13	B
55	岩井原中学校	中	保土ヶ谷	34	D
56	西谷中学校	中	保土ヶ谷	19	B

1 末吉小学校ほか85校防火・防煙シャッター等保守点検業務 リスト

番号	学校名	校種	区名	対象数	台数ランク
57	上菅田中学校	中	保土ヶ谷	13	B
58	新井中学校	中	保土ヶ谷	7	A
59	橘中学校	中	保土ヶ谷	13	B
60	磯子小学校	小	磯子	10	A
61	根岸小学校	小	磯子	14	B
62	滝頭小学校	小	磯子	13	B
63	浜小学校	小	磯子	23	C
64	屏風浦小学校	小	磯子	28	C
65	梅林小学校	小	磯子	17	B
66	岡村小学校	小	磯子	11	B
67	汐見台小学校	小	磯子	15	B
68	洋光台第一小学校	小	磯子	19	B
69	洋光台第二小学校	小	磯子	12	B
70	さわの里小学校	小	磯子	17	B
71	洋光台第三小学校	小	磯子	21	C
72	洋光台第四小学校	小	磯子	16	B
73	森東小学校	小	磯子	13	B
74	山王台小学校	小	磯子	12	B
75	杉田小学校	小	磯子	34	D
76	根岸中学校	中	磯子	17	B
77	浜中学校	中	磯子	12	B
78	岡村中学校	中	磯子	18	B
79	汐見台中学校	中	磯子	15	B
80	洋光台第一中学校	中	磯子	15	B
81	洋光台第二中学校	中	磯子	20	B
82	森中学校	中	磯子	17	B
83	東高等学校	高	鶴見	35	D
84	桜丘高等学校	高	保土ヶ谷	29	C
85	横浜商業高等学校別科	高	磯子	14	B
86	旧くぬぎ台小学校(廃校)	小	保土ヶ谷	17	B

防火・防煙シャッター等 保守点検報告書

[様式-1]

年 月 日

横浜市 長 様

区名	学校調査番号	
学校名	小・中・高・特別支援学校	
設置数	シャッター	計 ヶ所
	防火戸	計 ヶ所
点検者名		
防火設備検査者番号 No.		
責任者名	学校長確認印	
点検実施日	年 月 日	
取り扱い説明実施の有無	有・無	
参加人数、時間、その他下記に記入		
人数	時間	

下記の通り保守点検の結果を報告いたします。

会社名

印

種別	図面対象番号欄		符号							特記事項
	点検項目		S(SC)・DS D・DD	S(SC)・DS D・DD	S(SC)・DS D・DD	S(SC)・DS D・DD	S(SC)・DS D・DD	S(SC)・DS D・DD	S(SC)・DS D・DD	
種別	製造社名									
	W									
	H									
	スラット形式									
	防災機器		煙・熱・ヒ	煙・熱・ヒ	煙・熱・ヒ	煙・熱・ヒ	煙・熱・ヒ	煙・熱・ヒ	煙・熱・ヒ	
	危害防止装置		有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	
シャッター・耐火クロススクリーン	1	「くぐるな」の注意喚起記入の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
	2	開閉機	上・下・フ	上・下・フ	上・下・フ	上・下・フ	上・下・フ	上・下・フ		
	3									
	4	ブレーキ装置								
	5	スプロケット・ローラーチェーン・ロープ車								
	6	ワイヤーロープ及びワイヤーローラ 下部型								
	7	巻取りシャフト・ブラケット・ベアリング								
	8	スラット・耐火クロス・吊り元								
	9	座板								
	10	ケース・まぐさ・スムーサー								
	11	ガイドレール								
	12	自動・手動閉鎖装置								
	13	降下状況・閉鎖状況								
	14	操作説明書の表示確認								
	15	設置場所の周囲状況(閉鎖障害)								
	16	シャッタースラット巻上げストッパー	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
	17	シャッター過巻防止表示	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
防災システム	18	煙・熱感知器	光 イ	光 イ	光 イ	光 イ	光 イ	光 イ		
	19									
	20	煙・熱感知器感度試験								
	21	計器・スイッチ・警報表示等								
	22	連動制御器・バッテリー充電								
	23	連動作動試験								
	24	危害防止装置の連動作動試験								
	25	運動エネルギー確認・閉鎖力測定								
	26	予備電源に切替えた状態での連動作動試験								
	27	絶縁抵抗								
防火戸・扉	28	枠・扉及び金物の変形損傷								
	29	ヒンジ・ドアクローザの状況	F・A・DC	F・A・DC	F・A・DC	F・A・DC	F・A・DC	F・A・DC		
	30									
	31	順位調整器								
	32	丁番・ピボットヒンジ								
	33	自動開閉装置								
	34	開閉状況・閉鎖速度								
	35	連動作動試験								
	36	設置場所の周囲の状況								
(注)	S …… シャッター(含S+防火戸) 上 …… 上部手動 SC …… 耐火クロススクリーン 下 …… 下部手動 DS …… シャッター(袖戸付) フ …… フック式 D …… 防火戸(片開き) □ …… 数値記入 □ …… 総合点検対象項目 DD …… 防火戸(両開き)		F …… フロアヒンジ A …… オートヒンジ DC …… ドアクローザー		<判定欄> 良 = ◯ 不良 = × 措置済 = ⊙ 点検対象外 = - 点検不可能 = △					
※ 危害防止装置は、電機式でない板式・布式も「有」とし、「その他」に○を付ける。 ※ 「くぐるな」「トラテープ」が剥がれていたり貼られていない場合、貼り直す。 ※ 22 防火シャッターの運動エネルギーが10J以下であること。防火扉の運動エネルギーが10J以下、閉鎖力が150N以下であることを確認。		報告書に空欄なく、必ず記入すること。								

不良指摘の経過表

【様式-3】

〇〇小学校

年度 前・後	年月日	不良箇所No.	不良指摘内容	指摘後			聞き取り内容
				是 正 済	検 討 中	修 理 不 可	
30 後期							
元 前期							
元 後期							
2							

※1 「指摘後」欄の「検討中」に✓したときは、できるだけ下表のいずれかを選択し、適切な表現がない場合、ほかの表現で一言にまとめてください。

- | |
|------------|
| ①学校内で検討中 |
| ②教育施設課へ相談中 |
| ③発注済み |

※2 「指摘後」欄の「修理不可」に✓したときは、「予算上困難」、「構造上困難」など一言、付記してください。

